

議案第一一九号

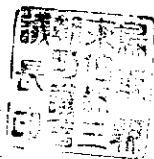
公営三朝ニスホテル食堂及び売店委託契約の締結と
公営三朝ニスホテル食堂及び売店委託契約
を別紙のとおり
締結する

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和卅八年拾壹月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



契約書

公営三朝ニスホテル食堂及び売店経営の委託について三朝町(以下「甲」という)と東伯郡三朝町大字三徳大西八州彦(以下「乙」という)との間に次の条項を締結する

印

第一条 甲は食堂及び売店の経営を乙に委託する。

2 乙は前項の事業内容(営業品目、販売価格を含む)について甲の承認を得るものとする。

第二条 乙は食堂及び売店の建物及びその付属設備を使用し乙の責任において食堂及び売店の経営を行うものとする。

第三条 乙は施設の使用料として前月売上の10%を翌月十日迄に甲に支払うものとする。

第四条 乙は施設等を滅失し又は損壊した場合はその責任に於てこれを原形に復し、かつその費用を負担するものとする。

第五条 甲は乙に対し食堂及び売店の経営についての必要な指示監督及経営状況を調査する事が出来る。

第六条 乙は売店の経営を第三者に委託し又はその権利を譲渡してはならない。

第七条 甲は乙がこの契約に違反した時又は甲に於て必要がある時は契約を解除する事が出来る。

2 前項の場合に於て乙は施設等を現状のまゝ甲に返還するものとし、此れに依り損害を生ずる事があつても甲に何等の賠償を求める事は出来ない。

第八条 食堂及び売店の経営委託期間は昭和三十八年九月二日より昭和三十九年三月三十一日迄とする。但し甲に於て必要と認める時はこれを更正する事が出来る。

第九条 此の契約に定めるものを除く必要事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため本書二通を作成し甲、乙

已に全用()と署名し捺印し

昭和三十一年 月 日

甲 三朝町長 坂 出雅己

乙 東伯郡三朝町大字三徳

大西八州房

右保証人 東伯郡三朝町大字三徳

大西隆章